

(目的)

第1条 人口減少や高齢化が進む本町において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を誘致し、その定住、定着を図り、もって地域の活力維持と地域の魅力の再発見につなげるため、美深町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(身分)

第2条 協力隊の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(資格等)

第3条 協力隊の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
- (2) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者
- (3) 普通自動車免許を有している者
- (4) 美深町以外の都市地域等から美深町に住民基本台帳登録を異動した者

(委嘱等)

第4条 協力隊は、資格等を有する者を町長が任用する。

- 2 協力隊の任用期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。
- 3 協力隊は、最大3年まで再任することができるものとする。
- 4 特別の事由があるときは、任用期間中であっても解任することができるものとする。

(組織体制)

第5条 協力隊は総務課に設置する。

(職務)

第6条 協力隊は、目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域おこしの提案と実践
- (2) 地域自主組織との連携・協力
- (3) 住民の生活支援
- (4) 地域活動への参加及び参画
- (5) その他目的達成に資する活動

(報酬等)

第7条 協力隊の報酬は、予算で定めた額とする。

- 2 協力隊が勤務を行うために旅行するときは、美深町の職員に準ずる旅費を支給する。
- 3 町長は、協力隊員の職務に関する必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(勤務条件)

第8条 協力隊の活動日は、一般職員の例による。

町長は、協力隊に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

- 2 協力隊の活動時間は、午前8時45分から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間については支援活動内容により、7時間15分を超えない範囲で変更できるものとする。
- 3 協力隊の有給休暇は、町長の承認を得て、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に基づく年次有給休暇を取得することができる。この有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

(社会保険等の適用)

第9条 協力隊は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

- 2 協力隊が公務上の事故により負傷又は疾病にかかり若しくは死亡した場合、町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成7年北海道市町村総合事務組合条例第10号）の規定によるものとする。

(休職)

第10条 協力隊が病気負傷その他やむを得ない事由により勤務できない日が連続して20日（週休日及び休日を含む。次項の日数においても同じ。）を超える場合においては、町は、協力隊の申請により必要と認める期間を休職させることができる。

- 2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 勤務できない事由が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付額を差し引いた額を支給する。
 - (2) 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、報酬を支給しない。

(退職)

第11条 協力隊は、任用期間中誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず任用期間満了前に退職しようとするときは、退職しようとする30日前までに申し出なければならない。

2 協力隊が地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者となったときは、当該協力隊は懲戒解雇とし、町はなんらの給付を行わない。

(秘密の保持)

第12条 協力隊は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。